

よくあるお問合せ（FAQ）

<概要>

Q 1 事業の概要は？

新型コロナウイルス感染症等の影響を受け、事業収入が減少している市内事業者に対し、市独自の支援金を交付します。

【中小法人等】1事業者あたり40万円（定額）

【個人事業者等】1事業者あたり20万円（定額）

Q 2 交付対象者は？

以下のすべてに該当する事業者が対象となります。

- (1) 市内に本店または主たる事務所のある中小法人等（資本金・出資金10億円未満または常時雇用する従業員数2,000人以下）または個人事業者等であること。
- (2) 「令和3年度弘前市飲食店等営業時間短縮要請協力金」の交付を受けた者または受けようとする者でないこと。
- (3) 令和3年10月31日以前から事業を継続して営んでおり、申請時点以降も1年以上継続して営む意思があること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年11月から令和4年3月の間のいずれかの月の事業収入が、平成30年11月から令和3年3月までの任意の同じ月の事業収入と比較して30%以上減少した月があること。

※ただし、次の場合は対象となりません。

- ・副業（本業よりも収入が低いもの）に係る減収の場合
- ・例年11月から3月までの間に通常事業収入がない場合

- ・繁忙期や農産物の出荷時期がずれたことによる減収の場合
 - ・その他新型コロナウイルス感染症の影響による減収と認められない場合
- (5) 基準年（令和3年11月から令和4年3月の任意の月との比較対象となった事業年度または年）における年間事業収入が、法人40万円以上、個人20万円以上の事業者であること。
- (6) 公共法人、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」上の性風俗関連特殊営業として届出義務のある事業者、政治団体、宗教団体、暴力団等でないこと。

Q3 同一事業者が、複数店舗を経営している場合、店舗ごとに申請することは可能か？

店舗ごとではなく、1事業者1回限りの申請となります。

Q4 本店又は主たる事務所の所在地はどのように確認するのか？

以下のとおり確認します。

[中小法人等] 履歴事項全部証明書の「本店」欄

[個人事業者等] 収支内訳書（白色申告）、申告決算書（青色申告）の「事務所所在地」欄

Q5 【個人事業者等】事業者が弘前市以外に居住する場合、交付の対象となるか？

市外に居住する場合でも、主たる事務所（事業活動の拠点としている事業所・店舗を含む。以下同じ。）が市内に所在する場合は対象となります。

※確定申告書の収支内訳書（白色申告の方）または申告決算書（青色申告の方）の「事務所所在地」欄に弘前市外の住所が記載されている場合は交付の対象外となります。

Q 6 百貨店等のテナントや市内店舗と契約しているフリーランス、移動販売（キッチンカー・屋台など）の場合でも交付の対象となるか？

上記の場合でも、市内に本社または主たる事務所がある事業者であれば交付の対象となります。

Q 7 代表者が同じ中小法人等が複数存在し、それぞれが交付の要件を満たす場合、法人ごとに申請することは可能か？

上記の場合であれば、中小法人等ごとに申請することが可能です。

Q 8 中小法人等の代表者が個人事業者等でもある場合で、いずれも交付要件を満たす場合、中小法人等・個人事業者等それぞれで申請することは可能か？

上記の場合であれば、中小法人等・個人事業者等それぞれで申請することが可能です。

Q 9 社団法人や財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）等は交付の対象となるか？

交付の対象となります。

Q 10 令和3年1月以降の開業の場合、交付の対象となるか？

令和3年10月以前の開業であれば交付の対象となります。

その場合、開業した月から令和3年10月までの期間の月平均の事業収入と対象月の事業収入を比較します。

Q 1 1 副業として事業を行っている場合は対象になるか？

確定申告において当該収入を事業収入として申告しており、給与収入等よりも高い事業収入であれば対象となります。

<申請>

Q 1 2 申請方法は？

以下の書類を郵送にて提出してください。

- (1) 申請書兼請求書 [様式第1号]
- (2) 様式第1号別紙
- (3) 事業収入 補足シート
- (4) 誓約書 [様式第2号]
- (5) 事業者の情報が確認できる書類

ア 中小法人等

履歴事項全部証明書（令和4年1月1日以降に発行され、代表者名の記載のあるもの）の写し

イ 個人事業者等

(ア) 本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）の写し

(イ) 平成31年1月から令和3年10月までの間に開業した事業者にあつては、開業日、事業所所在地、業種、発行日等が確認できる公的機関が発行した書類（開業届など）の写し

(6) 振込先の口座情報を確認できるもの（通帳の表紙と、1枚めくった見開きページの写し）

(7) 基準年以降の確定申告書の控えの写し

※收受印（e-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字）があるもの

[中小法人等]

基準年以降の年間売上のわかる法人確定申告書の別表1

〔個人事業者〕

- ・ 個人確定申告書の別表1
 - ・ 収支内訳書（白色申告の方）、申告決算書（青色申告の方）
- (8) 対象月における事業収入等の減少が確認できる書類（売上台帳の写しなど）
- ※上記(3)、(8)については、国の事業復活支援金の給付通知書の写しを添付することで省略可能。また、支援金振込までの期間が短縮されます。

Q 1 3 申請期間は？

3月2日から6月30日（必着）までとなります。

Q 1 4 申請書類の入手方法は？

弘前市のホームページからダウンロードしていただくか、以下の施設から申請書類等を取得することができます。

- (1) 本庁舎
- (2) 駅前分室（ヒロコ3階）
- (3) 城東分室（総合学習センター）
- (4) 総合支所（岩木、相馬）
- (5) 各出張所（東目屋、船沢、高杉、裾野、新和、石川）
- (6) 弘前商工会議所
- (7) 岩木山商工会

Q 1 5 申請書に押印する印鑑に決まりはあるか？

法人にあっては登記所（法務局）で登録した実印（代表者印）、個人事業主にあっては認印を押印してください。

※いわゆるシャチハタ等のインク浸透印は不可。

Q 1 6 「常時雇用する従業員」とは？

常時使用する従業員（正社員、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員、出向者）で、以下に該当しない人となります。

- × 日雇い労働者
- × 2か月以内の期間を定めて雇用される労働者
- × 季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される労働者
- × 試用期間中の労働者

Q 1 7 個人事業主ですが、事業収入とは何か？

「事業収入」は、商品・製品の販売やサービスの提供などの営業活動によって得た収入（原価を含む）となります。所得税の確定申告においては、確定申告第一表における「収入金額等」の欄の「事業収入」を指しています。

また、個人事業者であって、個人事業収入を得ておらず、主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者の場合は「収入金額等」の「雑 業務」「雑 その他」「給与」の欄に記載されている金額のうち、業務委託契約等収入に係るもので判断します。（追加資料の提出を求める場合があります）

Q 1 8 複数店舗を有する場合や市内外に事業所を有する場合の事業収入の記載の仕方は？

事業収入については、複数店舗有している場合や、市外にも店舗を有する場合は、全店舗分での収入を合計して記載してください。

Q 1 9 国・県・市町村の新型コロナウイルス感染症対策を目的とした補助金は、減収の算定において事業収入に含まれるか？

通常の事業活動により発生する収入ではないものと認められることから、支給要件の判定にあたり減収の算定における事業収入には含まれません。

Q 2 0 当座預金のため通帳がない場合の添付書類は？

当座預金の取引明細書（口座名義人、金融機関名、支店名、口座番号等がわかるもの）の写し等の提出が必要となります。また、その他必要に応じて追加で書類の提出を求められます。

Q 2 1 ネットバンキングのため通帳がない場合の添付書類は？

口座名義人、金融機関名、支店名、口座番号等がわかるログイン画面の写し等の提出が必要となります。また、その他必要に応じて追加で書類の提出を求められます。

Q 2 2 事業収入に消費税は含まれるか？

消費税及び地方消費税等は含まれません。

なお、税込経理方式を採用している場合など、税抜き事業収入等がわからない場合は、事業収入等を1.1で割り、小数点以下を切り上げて税抜きの事業収入等を算出してください。

Q 2 3 確定申告書の控えに収受印がない場合は？

以下のとおり提出してください。

(1) 税務署において e-Tax により申告した場合

→ 受付日時及び受付番号が印字されたものを提出。

(2) e-Taxによる申告で、受付日時及び受付番号が印字されていない場合

→受信通知（メール詳細）を併せて提出。

(3) 上記(1)(2)いずれも存在しない場合

→添付する確定申告書の控えの写しと同年分の「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載があるもの）を併せて提出。

Q 2 4 確定申告義務がない場合等は申告書の提出は不要か？

[個人事業者等]

確定申告義務がない場合は、確定申告書を住民税の申告書類の控えで代替可能。

[中小法人等]

確定申告書が合理的な理由で提出できない場合は、確定申告書を税理士の署名がある事業収入を証明する書類で代替可能。

<その他>

Q 2 5 申請からどのくらいの期間で支給されるのか？

国の事業復活支援金の給付通知書の写しを添付した場合は、書類に不備がなければ、2～3週間程度で支給となります。

なお、書類に不備がある場合は、更に時間を要することになりますので、「申請書類チェックリスト」で確認の上、不備のないよう提出をお願いします。

Q 2 6 他の支援制度と併給することは可能か？

「令和3年度弘前市飲食店等営業時間短縮要請協力金」との併給はできません。

Q 2 7 虚偽申請や不正受給をした場合どうなるか？

支援金の交付後、要件を満たさない事実や虚偽、不正等が発覚した場合は、申請者に対し交付済みの支援金の返還を求めるほか、警察への通報を行う場合があります。

Q 2 8 送料は自己負担か？

弘前市のホームページまたは各施設に設置している書類により、「封筒貼付用あて先用紙」を入手し、A4封筒に貼付けて郵送いただければ、送料はかかりません。

Q 2 9 提出した申請書類は返却してもらえるか？

提出された申請書類は、書類の不備などを除き返却できませんのでご了承ください。